

業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度サンポート高松地区プロムナード空間活用調査業務（交通対策）（その2）

2 業務内容

サンポート高松プロムナード空間の車両通行止め時における、プロムナード空間への車両規制、緊急車両の誘導、緊急時における関係者への通報連絡と現場措置、周知看板の点検、警備報告書の作成を行うものである。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

4 警備員の資格及び業務実施に伴う費用負担等

- (1) 警備員の服装は、公安委員会届出の制服・制帽着装とする。
- (2) 交通誘導業務に従事させる警備員は、下記の「交通誘導警備員の配置基準」に基づき、所定の交通誘導警備員を適切に配置しなければならない。

なお、受注者は、事前に、交通誘導警備員の資格等を証する資料を監督員等に提出し、確認を受けなければならない。

【交通誘導警備員の配置基準】

(交通誘導警備員の資格等区分)

- ① 交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
- ② 警備指導教育責任者資格証取得者
- ③ 交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員（注1）

(業務の区分)

原則、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員、二級検定合格警備員又は警備指導教育責任者資格証取得者を必要人数配置するものとする。ただし、①又は②の者を必要人数配置できない場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに①又は②の者を1人以上、その他の警備員は、③の者も認める。

注1：交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員とは、香川県警備業協会が行う講習を修了した者又は交通誘導に関し警備業法に基づく教育を受けた者をいう。

- (3) 業務実施に必要な鍵を預託された場合、自らの責任において厳重に取扱い保管すること。
- (4) 事故発生の際は、速やかに発注者と関係先に連絡・報告を行い、現場措置を講ずること。
- (5) 警備員の制服、携帯電話、懐中電灯、ヘルメット、トランシーバー、パソコン、プリンター、カメラ等の備品、消耗品に関する費用は受注者の負担とすること。
- (6) 警備員は、受注者が雇用する社員であって、雇用期間の定めのないもの又は雇用契約期間に本業務委託契約期間のすべてを含むものであること。
- (7) 警備員の労務管理に関する費用一切は、受注者の負担とすること。
- (8) 運搬費等は、警備員や必要となる備品等の運搬に要する費用であり、駐車場料金等の必要となる費用を全て含むものとする。

5 警備員の配置

受注者が行う警備業務については、別紙1の警備員配置図のプロムナード空間を車両通行止めとした際の円滑な交通誘導であり、別紙1の警備員配置図を参考に発注者と協議の上、警備員の配置計画を作成するものとする。

配置日は、令和7年10月1日（水）から令和8年3月31日（火）までの土日・休日（ここでいう休日とは、香川県公安委員会が決定した交通規制上の休日のことであり、「国民の祝日に関する法律に規定する休日」及び令和7年12月29日、12月30日、12月31日、令和8年1月2日を対象としているもの）とし、下記に示すとおりとする。

【土日・休日】

令和7年：10月4日（土）、10月5日（日）、10月11日（土）、10月12日（日）、
10月13日（月・祝）、10月18日（土）、10月19日（日）、10月25日（土）、
10月26日（日）、11月1日（土）、11月2日（日）、11月3日（月・祝）、
11月8日（土）、11月9日（日）、11月15日（土）、11月16日（日）、
11月22日（土）、11月23日（日）、11月24日（月・祝）、11月29日（土）、
11月30日（日）、12月6日（土）、12月7日（日）、12月13日（土）、
12月14日（日）、12月20日（土）、12月21日（日）、12月27日（土）、
12月28日（日）、12月29日（月）、12月30日（火）、12月31日（水）

令和8年：1月1日（木・祝）、1月2日（金）、1月3日（土）、1月4日（日）、
1月10日（土）、1月11日（日）、1月12日（月・祝）、1月17日（土）、
1月18日（日）、1月24日（土）、1月25日（日）、1月31日（土）、
2月1日（日）、2月7日（土）、2月8日（日）、2月11日（水・祝）、
2月14日（土）、2月15日（日）、2月21日（土）、2月22日（日）、
2月23日（月・祝）、2月28日（土）、3月1日（日）、3月7日（土）、
3月8日（日）、3月14日（土）、3月15日（日）、3月20日（金・祝）、
3月21日（土）、3月22日（日）、3月28日（土）、3月29日（日）

（計 64 日間）

配置時間は、各日 9 時から 21 時とする。

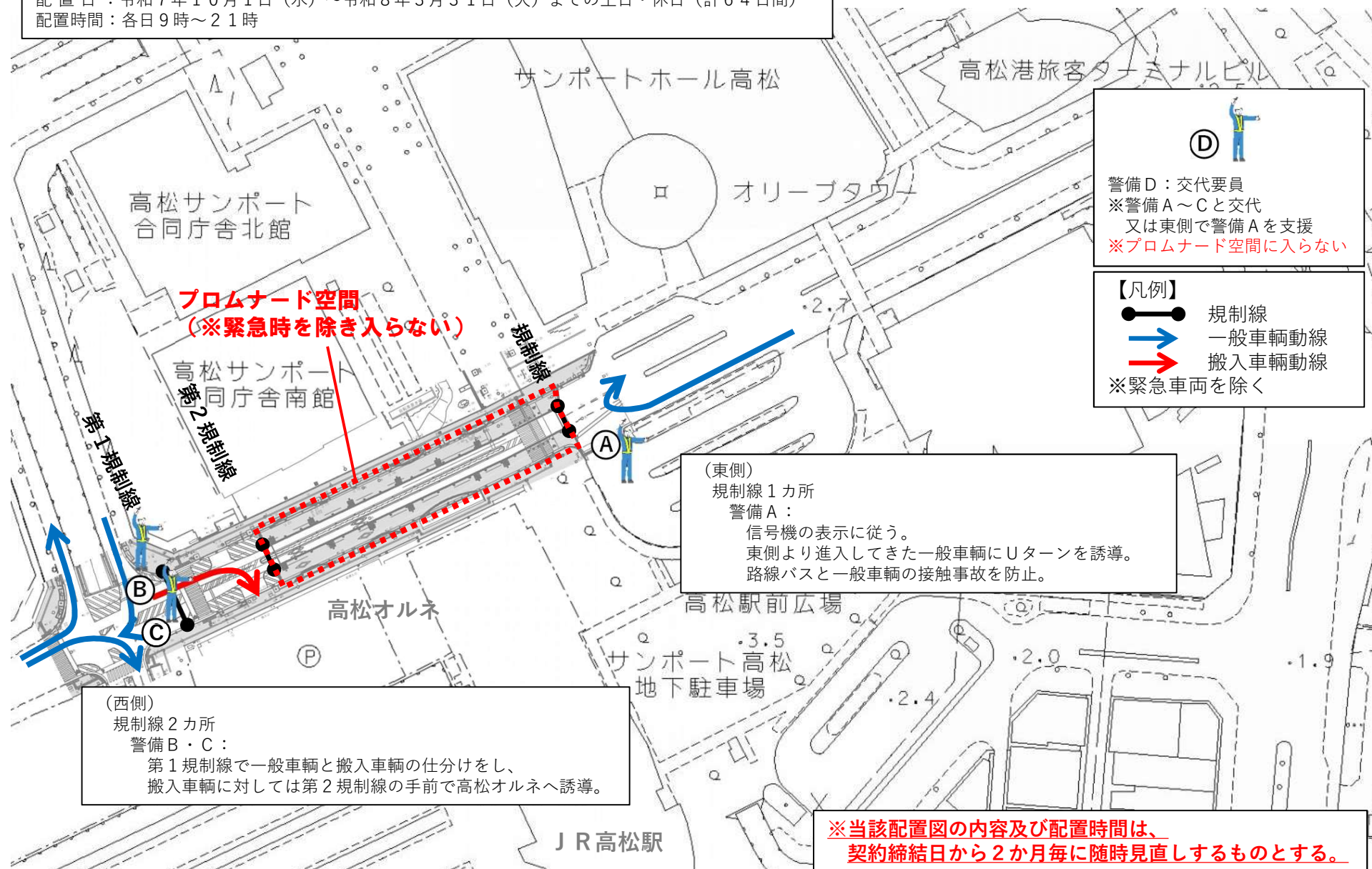
なお、別紙の警備員配置図の内容及び配置日・配置時間については、契約締結日から 2 か月毎に、発注者と現場状況に応じた見直しの協議を行うものとし、その結果、変更が生じた場合は、その内容に基づき金額変更をするものとする。

6 周知看板の点検

- （1）点検の対象となる周知看板は、別紙 2 の周知看板（①～④）計 20 枚とする。
- （2）点検頻度は令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 8 年 3 月 31 日（火）までのうち、1 か月に 2 回（計 12 日）とし、各月第 2 週と第 4 週に行うものとする。
- （3）点検において異常を確認した場合は、発注者から貸与された備品等により、可能な範囲で修繕等を行い、修繕が不可能な場合は、速やかに発注者へ連絡を行うものとする。
- （4）点検を行う際の移動については、近隣のパーキングや自転車等の活用を可能とし、それらの準備は受注者において行うものとする。
- （5）周辺看板の点検項目は、下記のとおりとする。
 - ① 外観（落書き、悪戯、破損等の確認）
 - ② 警告灯（悪戯、破損等、留め具の確認）
 - ③ 固定器具（固定状況の確認）

警備員配置図

配置日：令和7年10月1日（水）～令和8年3月31日（火）までの土日・休日（計64日間）
配置時間：各日9時～21時



規制イメージ

(看板の設置)

- ・車両通行止め時に、東西の規制線に、移動式の看板（2基×2箇所）を設置する。
- ・看板は人力で移動できるものであり、通常は周辺敷地に保管している。
- ・緊急車両通行時は、支障のないよう移動する。



周知看板設置位置図



国土地理院ウェブサイト(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)地理院地図を加工して作成

周知看板の内容

